

令和4年 第8回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 8月29日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範
5番 上野 光正 6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央
6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸 8番 宮越 美秋

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名
5番 永友 定己

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第35号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認
について
- 第7 議案第38号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の承認
について
- 第8 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
- 第9 議案第40号 非農地証明交付申請の承認について
- 第10 議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 大嶋 昌子
(開会14時00分)

[事務局]

定刻になりました。

会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和4年第8回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の5番永友定己推進委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番松崎久範委員、5番上野光正委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日8月29日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず、8月の業務報告について、でございます。

5日に農地情報公開システムの操作研修会が、Web方式で行われております。

6日に、「決算審査結果説明会」が開催をされました。

17日に宮崎県女性農業委員連絡協議会の総会と第1回研修会が開催をされております。

26日に「農業委員の次期改選における女性登用に関する要請活動」として、県の農業会議が、高鍋町長宛てと高鍋町議会議長に対して直接訪問をし、要請をされております。この会に坂本会長と坂元洋子委員も同席をいたしております。

同じく26日に「農業者年金受給者協議会の役員会」を開催いたしております。

8月の総会関係ですが、22日と23日に現地調査を行いまして、本日29日が総会となっております。

なお、本日の総会終了後には、引続き「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されますので、よろしく願いいたします。

続きまして、9月の業務計画です。資料は3ページになります。

2日から21日までの予定で、高鍋町議会の定例会が開催をされます。今回の議会は、令和3年度の決算ほかとなっております。一般質問につきましては、中村議員と春成議員から農業委員会宛てに通告をされております。

内容につきましては、耕作放棄地に関するような部分、生じないための施策とか、農地保全のための施策等について問われております。

7日に「人・農地など関連施策の見直しに係る説明会第2回」が、Web方式で開催をされます。

次に、毎年9月に行う農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査については、3ページの下に記載をしておりますけど、12日の週に実施をする予定でございます。

御自分の担当される地区の日程にて、その日が都合の悪い方は、調整をさせていただきますので、もう一人の担当委員さんと相談のうえ、早めに事務局へ申し出てください。

9月の総会関係でございます。

21日に現地調査、29日に総会を行うこととしております。

9月の総会の後には、昨年同様引き続き、農業者年金加入推進研修会を行いますので、よろしくお願いたします。

業務報告と計画については、以上でございます。

[事務局]

4ページを御覧ください。県進達経過報告を申しあげます。

6月28日総会承認分、農地法第5条申請、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの件、8月12日付けで許可となっております。

7月28日総会承認分、農地法第4条、〇〇〇〇さんの件、8月13日付けで許可となっております。

農地法第5条申請、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの件、〇〇〇〇・〇〇〇〇さんの件、〇〇〇〇さんの件、8月13日付けで許可となっております。以上です。

5ページをお開きください。

「合意解約届出書について」は御覧の1件です。

本日の議案第41号に関連しております。御確認ください。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第35号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6ページをお開きください。議案第35号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和4年7月26日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 田 970㎡ ほか4筆

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 貸渡し 申し出

担当委員 6番 小嶋 秀樹 推進委員

順番委員 5番 永友 定己 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。11ページをお開きください。

議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 有償移転。

農地の所在 大字○○字○○****番* 田 264.56㎡

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

この件につきまして、担当の坂本会長より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、私が担当委員になりますので、この場から、説明させていただきます。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの3条有償移転です。

13ページを御覧ください。

左側に交差点がありますけれども、〇〇です。そこから〇〇に300mほど行ったところの道路沿いの赤い印のところが現地になります。

〇〇〇〇さんが「農地を売りたい」と〇〇〇〇さんに相談したところ、話がまとまったとのことでもあります。

14ページを御覧ください。

〇〇〇〇さんの土地はこの隣接する****番*と****番*が1枚になっており、その角に****番*の〇〇〇〇さんの田があります。

〇〇〇〇さんが規模拡大を進めて、1枚にすることによって、作業効率が上がるということです。

現状はロータリーをかけた状態でありました。

売買価格は総額〇〇〇〇円だそうです。

〇〇〇〇さんは85歳と高齢ですが、健康で元気な方でございます。

また、会社員の息子さんも同居しており、休みの日には、息子さんがほとんど農作業をしている状態です。

以上で説明を終わります。

推進委員から補足することがありましたら、お願いします。

[推進委員8番]

はい。今の会長の説明に何も付け加えることはございません。

以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。12ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると

考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第37号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。15ページをお開きください。

議案第37号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* ほか2筆

登記地目 田 現況 宅地 面積の合計188㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、建物の敷地拡張及び庭敷地拡張です。

担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[5番]

はい。山口説明いたします。これは農地法第4条第1項の規定により、許可申請ということですが、娘さんが空いている畑に家を建てたいということで、18ページを開いてください。

場所は〇〇の前の道を路地に入ったところの3件目くらいです。

ちょっと入り組んだところですが、この問題はまず、お父さんが建てていたところの土地に農地が入っていたと、それともう一つは、自分の畑だと思っていたところに他人の土地が入っていたと、問題はこの二つです。

それで、他人の土地が入っていたところが時効取得によって、折り合いがついたと。それともう一つのこの宅地だと思って建てたところは、始末書が付いております。これはお父さんの問題です。娘さんは後で説明をします。

これに関しては、始末書が付いて、問題はありません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

申請地には既に家や倉庫が建っており、申請人の父親の代から使用しており、宅地及び申請地の境界線を誤って認識していた上、宅地と畑の境界確認を怠り、昭和54年に建物を建設したという経緯や、今後無断転用はしませんという旨の始末書が申請書に添付されております。

資料は16ページからになります。16ページから18ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。18ページの公図の東側が別図になっているため、19ページにつけております。

18ページの公図が旧土地台帳附属地図、19ページの公図が街区基本調査成果図と地図の種類が異なるため、2つの地図を合わせるとズレがあります。

20ページの資料は配置図になっております。青い線で囲ったところが、登記地目が宅地の部分で、赤い線で囲ったところの登記地目が農地のところですが、赤い線の中に住宅の一部と車庫が建っていることを示してあります。

申請地は、周囲をブロックで囲っているため、土砂流出の懸念はありません。

雨水については、地下浸透と南側の水路へ放流し、生活排水については、公共下水道に放流します。南側水路への雨水の放流については、小丸川土地改良区へこれまでの使用と変更はないため、手続き等ないことを確認しております。

新たな工事はなく、資金の発生はありません。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[2番]

いいですか。

[議長]

はい。

[2番]

20ページの図で見ると、申請地の「 」かなんかあるのですが、隣の***番*の現況畑の間に細長い空間があります。ここは何になるのですか。

[事務局]

東側ってことですか。

[2番]

東側。

[事務局]

後の5条の案件でその説明が一緒に出てくるので、あくまでも今回4条の赤い枠のことだけ考えていただければいいかと思います。

[2番]

わかりました。すみません。

[議長]

そのほかありませんか。

それでは質問もないようですので、採決します。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第38号「農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。

21ページをお開きください。

議案第38号「農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の承認について」

本案件につきましては、高鍋町の滞納処分による公売の案件となっているものであります。

公売の期日は、令和4年10月5日となっております。

農地が公売に出された場合、この農地を取得するため公売に参加するには、買受適格証明書が必要となります。公売物件であっても、落札された者は農地法の規定による許可を得ることが必要となります。このため、本案件につきましては、農地法第5条の許可基準に照らし合わせ、買受適格証明の申請人が許可要件を満たしているかどうかをここで審査していただき、総会で承認いただければ、意見を付して県知事へ進達するものでございます。

また、買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第5条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、意見を付して県知事に進達することによろしいかを、併せて審議いただくこととなります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 142㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、共同墓地の駐車場です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番説明します。買受適格証明願の内訳は、その事務局から説明された通りです。

申請者は〇〇〇〇さんです。また、この申請地は23ページに〇〇の〇〇を過ぎたすぐ先を左に曲がりますと、墓地に隣接した申請地があります。

〇〇〇〇さんはこの土地を共同墓地の駐車場として利用されるそうです。また、墓地を利用される方々にも説明済みということです。

また、汚水の発生はなく、雨水も自然浸透で土地が締まっているため土砂の流出もないということです。

土地の入札代金は、通帳の写しが添付されていました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地で第2種農地となります。転用目的は共同墓地の駐車場です。

墓地利用者の利便性を考慮し、墓地の隣である申請地を適地であると判断したということで、第2種農地ですが、やむを得ないと判断します。

資料は22ページからになります。

22ページから24ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。

25ページは配置図です。舗装などの新たな工事はなく、図のように車を停めるとのことです。

費用については、土地代のみで、土地代を上回る金額のある通帳の写しが添

付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり、買受適格証明願を承認し、意見を付して県知事に進達することに決定し、また、買受適格証明書の交付を受けた申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第5条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたとときを除き、再度総会で審議を行わず、意見を付して県知事に進達することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり、買受適格証明願を承認し、意見を付して県知事に進達することとし、買受適格証明書の交付を受けた申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第5条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたとときを除き、再度総会で審議を行わず、意見を付して県知事に進達することに決定いたしました。

日程番号8、議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。26ページをお開きください。

議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 田 現況 畑 407㎡

使用貸借権の設定

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅用地です。

担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

1 番山口。説明いたします。5 条の申請です。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの申請となっております。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの土地にお家を建てるということで申請となりました。これは、貸すという形です。売るのではなくて貸すという形になります。

場所は先ほど説明した〇〇のところの土地を入ったところで、建てるに当たって、雨水は〇〇水利組合の用水路に流すと、それで、下水の方は、公共下水道が通っておりますので、そちらに流すので問題ありません。土砂の流出に関しても、既にこれも塀がつかれておりますので、土砂の流出も問題ありません。

お家と造成の費用に関しては、合計で〇〇〇〇円となっております。貯金、預金通帳、添付されており、自己資金が〇〇〇〇円ということで、後の残りは、銀行からの融資になっております。

3 1 ページが具体的な配置図です。黄色のところが車の進入路で、手前の方は駐車場になるそうです。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第 2 種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第 3 種農地となります。

申請地は、議案第 3 7 号の第 4 条第 1 項の申請地に隣接する東側の農地です。

借受人〇〇〇〇さんは、貸渡人〇〇〇〇さんの娘さんです。土地を使用貸借し、住宅を建設するために申請をされております。

資料は 2 7 ページからになります。2 7 ページから 2 9 ページはそれぞれの

図に申請地の位置を示したものです。29ページの東側が別図になっているため、30ページに付けております。先ほどの議案第37号の資料と同じ公図で、ズレがあります。

31ページは配置図、32ページは建物の平面図です。

31ページの配置図の赤い線で囲っているところが申請地です。

先ほど山口委員が雨水については、南側の水路に排出すると言われたのですが、この土壌の住宅については、お家の排水と雨水については西側の貸渡人の敷地内の黄色く塗ってあるところの地面に排水管を埋設して、排出するということです。

雨水については、町道側溝へ放流します。生活排水については、公共下水道へ排出します。土地の使用については、貸渡人の承諾をもらっております。

町道側溝への放流は町の建設管理課と、公共下水道へ放流は町の上下水道課と協議済みです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*ほか1筆

登記地目 田 現況 雑種地 面積合計 815㎡

所有権移転

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、駐車場及び資材置き場です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは26ページの2番につきまして、御説明をいたします。

場所は36ページを見てください。縦に見てもらいますと、下の方に〇〇があります。そしてその正門の前に〇〇があるのですが、今回の申請地は、並木道を挟んで、黒くマーカーで囲んであるところが2筆です。

37ページを見ていただきますと、右側が職員駐車場、左側が資材置場になっております。ただし、平成15年度から売主である〇〇〇〇さんがもう貸し出している2筆を、今回ようやく〇〇〇〇が購入するため、調査をしたところ、2筆とも農地であることが判明したようでございます。

〇〇〇〇は今まで通り、職員駐車場と資材置場として使用する予定であり、売主の〇〇〇〇さん及び〇〇〇〇の双方から始末書が出されております。

2筆合計で、さっきも説明がありましたように815㎡であり、購入資金は〇〇〇〇円。一坪当たり約〇〇〇〇円となっております。全額自己資金で、〇〇〇〇の残高証明が添付してありました。

申請地の雨水は地下浸透及び排水路に放流予定となっております。

土砂の流出につきましては、砂利を引いて被害を防ぐ予定です。洗面所及びトイレは設置しませんので、汚水が発生することはありません。

また、小丸川土地改良区の受益地ではないということも、確認はしております。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種低層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

資料は33ページからになります。33ページから36ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

37ページは配置図です。雨水、排水について、また始末書については、上野委員の説明の通りです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号9、議案第40号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。38ページをお開きください。

議案第40号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 1, 160㎡

所有者 〇〇〇〇 願出人 〇〇〇〇

非農地の事由は、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であるためです。

この件につきまして、担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは御説明を申しあげます。非農地証明の交付申請の承認という

ことでございます。ただいま事務局の説明がありましたが、所有者が〇〇〇〇さん、願出人が〇〇〇〇さんということで、これは相続の相関図を見ますと、じいちゃんと孫になります。願出人が孫になります。

それでは説明をさせていただきます。38ページは以上ですけど、40ページ、これも縦に見ていただきますと、県道の〇〇線がありまして、縦に真っすぐ伸びている道路が〇〇の〇〇橋に行く道路になります。

その途中の赤く塗られているところが申請地になっております。ここは〇〇から100mくらい北上したところになっております。

6月の総会で5条申請がありました。〇〇〇〇さんの地番が、ページ41のピンクで囲ってある今回申請地に隣接している****番を6月の総会の際に出されております。申請地は既に亡くなった〇〇〇〇さん名義で、本人たちは昭和33年に不動産を処分されて、宮崎市に転出をされたそうなのですが、この筆だけ処分が漏れていたということで、荒れたままになっております。

今回〇〇〇〇さんの土地を調査した測量会社で見つけたということでございます。

今回申請者の〇〇〇〇さんは、先ほども言いましたように孫に当たる方で、相続の相関図と遺産分割協議書の写しを私で確認をしております。〇〇〇〇さん名義になるようでございます。

現況は43ページを見ていただきます。43ページから45ページにかけて写真がございしますが、筆全体に雑木林が既に密集をしておりますので、それに蔦が覆いかぶさっているような状態で、相続人たちも非農家で高齢でもありますので、専門業者に頼んで、機械力をもって伐採から始めましても、登記簿地目を田に戻すのは無理であると判断いたしました。

皆様の御判断をよろしくお願いいたします。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号10、議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。46ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 038㎡ ほか2筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇の認定農家、〇〇〇〇への所有権移転の申請です。

申請地は〇〇〇〇です。****番、1, 038㎡。同じく****番、657㎡。同じく****番、747㎡。いずれも地目は田んぼです。

場所は10号線〇〇交差点を南の方に400m、500m進みましたところから、東に〇〇方面に向かいますと、北側に10号線に沿って、ハウス群が見えますが、その道路を挟んで東側のハウスが今回の申請になりますハウスであります。ハウス前は片付けられて、トラクターによって耕運されておりました。申請地に建っておりますハウスは、現在は〇〇〇〇さんの所有物ですが、今後〇〇〇〇さんが購入予定です。

今後はピーマン、アイコトマト等を作付け予定です。

対価は〇〇〇〇円だそうです。また、ハウス西側道路側には、縦長の第三者所有の農地がありますが、ここについても今後農地中間管理事業を利用して、賃借を進めていく計画だそうです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 10,500㎡ ほか20筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの無償での所有権移転の申請です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの父親であります。

1筆目、説明いたします。

1筆目、〇〇〇〇****番*、10,500㎡。同じく****番*、5,500㎡。同じく****番*、4,500㎡。また同じく****番*、4,200㎡。さらに****番*、7,000㎡。さらに****番*、6,800㎡は、いずれも畑で、1枚の畑として飼料稲用の作物が栽培されていまし

た。場所は〇〇の〇〇の西口の方、道路を挟んで南の畑になります。

続いて7筆目は、〇〇〇〇****番*、6、835㎡、畑。8筆目、〇〇****番*、500㎡。9筆目、〇〇****番*、1、612㎡は、いずれも畑で、場所は〇〇横の〇〇前を西に上がり、先ほど1筆目から6筆目まで説明しました畑の途中の道沿いにあります。いずれも飼料用作物が栽培されていました。

続きまして、10筆目、〇〇〇〇****番、5、575㎡が1筆目から6筆目までの畑の道路を挟んで北側〇〇側の、以前〇〇の跡地の道路挟んで東側に位置します2枚目の畑です。

11筆目、同じく、〇〇〇〇****番、9、703㎡は、そこから更に北に進んだ次の十字路を北東になりますが、ロールラッピングされた塗装が置いてある畑であります。ここも牧草が栽培されておりました。

12筆目、〇〇〇〇****番*、425㎡、畑は、〇〇から〇〇に続く道沿いにあり、現在は少し荒れていますが、今後適正に管理して、作物の作付けを行うそうです。

13筆目、〇〇****番*、1、034㎡、地目は田んぼで、10号線〇〇入口を過ぎたところから、〇〇方面に東に入り、100mほど過ぎた田んぼの真ん中に1件民家がありますが、その北隣に位置します田んぼです。

14筆目、〇〇〇〇****番*、368㎡、地目は田。同じく****番*、239㎡、地目が田は、〇〇近くの10号線沿いの田んぼで、2枚は農道を挟んで、向かい合わせになります。

16筆目、〇〇〇〇****番*、1、381㎡、地目は田。同じく****番*、1、226㎡、地目は田。この2筆は1枚の田んぼとして整備されておりました。

場所は10号線東側に〇〇の土場がありますが、その更に東側の道路東側に位置します。

18筆目、〇〇〇〇****番、345㎡。同じく****番*、765㎡、2筆は、地目は田んぼで1枚に整備されておりました。

場所は10号線西側に、〇〇がありますが、10号線東側には〇〇の看板がある北隣の田んぼになります。

20筆目、〇〇〇〇****番*、1、402㎡。同じく****番、49

2 m²、いずれも地目は田んぼであります。

場所は10号線〇〇手前を東に入った付近に位置します。どの田んぼも現在は稲狩りをしたあとに、藁が飼料用として集められている状況でありました。

以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1番から6番まで、6件の案件について、順次、説明を行ったあとに、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行ったあとに、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。49ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3,800 m² ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の再設定でございます。申請地は〇〇の****番*に関しては、〇〇の〇〇から西へ400mほど行った左側に申請地がございます。

現状はきれいに耕運されていました。

また、2番目の〇〇の****番は、今の説明したところから南の方向に、500mほど道なりに行くと、右側、西側に道沿いにごさいました。

現状はここもきれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは露地野菜を中心とした、白菜、キャベツなどを栽培される農業従事者でございます。

期間は5年で、賃借料は〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

次の2番から6番まで、5件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、「利用権の設定を受ける者」につきましては、全て公益社団法人 宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は省略いたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 1, 578㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を活用し

ての公益社団法人宮崎県農業振興公社への新規の利用権設定の申請です。

申請地は〇〇〇〇****番*、1、578㎡、地目は畑。場所は〇〇の〇〇の近くです。耕作者は認定農家の〇〇〇〇です。

現在はトラクターによって耕されておりました。今後は野菜等を作付けしていく予定とのことです。

契約期間は5年間、賃借料は年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 2,047㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を活用しての公益社団法人宮崎県農業振興公社への新規の利用権設定の申請です。

申請地は先ほど説明いたしました、〇〇〇〇さんの申請地と隣合せになります。

地番は****番*、2,047㎡、地目は畑です。同じく耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇です。ここもトラクターによって耕運されておりました。

今後は野菜等を作付けしていく予定とのことです。

契約期間は5年、賃貸料は年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。50ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 770㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社への中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。

申請地は〇〇〇〇さんのハウスがあるのですが、その8連と4連があるのですが、4棟の方から見て、西へ60mほど行ったところに申請地はございます。

現状は草が生えていった状態でありました。本人に確認したところ、今年はちょっと作付けが間に合わず、保全管理に重視して来年度からまた作付けを考えていくそうでございます。

期間は10年で、賃借料はございません。この賃貸料がないのも、その田はちょっと変というか、賦課ができていないような田んぼで、水の取り入れ口もなかなか難しいような感じがあると、ほかの周囲の田んぼからすると、一段低くなっていて、なかなかやりにくい場所というところがあって、作ってもらえればありがたいということじゃないかなと思っております。耕作者は〇〇〇〇さんです。以上でございます。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 1, 051 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社への中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。こちらも同じく〇〇〇〇さんが作るところでございます。

申請地は先ほど説明したところの一段上がったところの北側に申請地がございます。現状は飼料稲が植えてありました。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 6, 517 m² ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当代理の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社への中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。

申請地は、先ほど1番で説明した〇〇の****番の道路を挟んで東側に位置します。

もう一つの****番*も同じく横に連なっております。2筆ありますけども、1筆になっておりました。現状はきれいに耕運されておりました。

期間は10年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。

耕作者は〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から6番まで、6件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から6番まで6件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和4年第8回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 15時03分)